

○松山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例

昭和49年3月27日

条例第19号

改正 昭和49年12月26日条例第50号

昭和58年3月23日条例第3号

昭和59年12月25日条例第20号

平成6年12月22日条例第25号

平成7年6月26日条例第16号

平成11年3月23日条例第10号

平成16年12月21日条例第70号

平成17年6月30日条例第44号

平成18年9月29日条例第39号

平成20年3月21日条例第12号

平成24年3月23日条例第13号

平成30年3月23日条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、重度心身障害者の医療費の一部を助成することにより、重度心身障害者の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれにも該当する者という。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者で、その身体障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する1級又は2級に該当するもの

イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所において知的障害者と判定された者であつて、療育手帳制度について（昭和48年9月厚生省発児第156号）による療育手帳の交付を受けたもので、別に市長が定めるもの

(2) 規則で定める医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定による被保険者又は被扶養者

(3) 次のいずれかに該当する者

ア 本市の区域内に住所を有する者で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されているもの

イ 本市の区域内に住所を有する者で、アの要件を満たさないことにつき市長が特別の理由があると認めるもの

ウ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2の規定により本市の区域内に住所を有するものとみなされた者

エ 高齢者医療確保法第55条の規定により愛媛県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされた者で、同条第1項に規定する入院等をした際本市の区域内に住所を有していたと認められるもの

オ 高齢者医療確保法第55条の2の規定により愛媛県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされた者で、国民健康保険法第116条の2の規定により本市の区域内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であったもの

2 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、後見人その他の者で松山市に住所を有し、重度心身障害者を現に扶養し、かつ、生計を維持しているものをいう。

3 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法及び高齢者医療確保法に規定する療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費、特別療養費、高額療養費及び高額介護合算療養費をいう。

4 この条例において「一部負担金」とは、保険給付を受ける者が負担すべき額（次に掲げるものを除く。）をいう。ただし、他の法令等の規定に基づく医療費等の給付であつて規則で定めるものがあるときは、当該給付に相当する額を控除した額とする。

(1) 食事療養標準負担額

(2) 生活療養標準負担額

(3) 療養介護医療に係る利用者負担額（市民税非課税世帯に属する20歳未満の者に係るものを除く。）

(4) 障害児入所医療に係る利用者負担額（市民税非課税世帯に属する20歳未満の者に係るものを除く。）

（助成対象者）

第3条 医療費の助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、重度心身障害者又は保護者とする。ただし、重度心身障害者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、助成の対象としない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

(2) 他の制度により医療費の自己負担分の全部について助成を受けることができる者  
（次号から第5号までに掲げる者を除く。）

(3) 国民健康保険法第116条の2の規定により他の市町村の区域内に住所を有するものとみなされた者で、当該他の市町村において医療費の助成を受けることができるもの

(4) 高齢者医療確保法第55条の規定により愛媛県後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされた者で、他の市町村において医療費の助成を受けることができるもの

(5) 高齢者医療確保法第55条の2の規定により愛媛県後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされた者で、他の市町村において医療費の助成を受けることができるもの

（助成）

第4条 松山市は、助成対象者が重度心身障害者にかかる保険給付につき一部負担金を負担した場合においては、当該一部負担金に相当する額として、市長が決定した額を助成するものとする。

2 前項の助成金は、月を単位として計算するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、保険給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して2年を経過した場合の当該保険給付に係る医療費は、助成の対象としない。

（支給制限）

第5条 助成金支給の原因となつた疾病、負傷等が第三者の行為によつて生じたものであり、かつ、その療養に要する費用の一部又は全部について、助成対象者が第三者から賠償を受けたときは、その賠償の限度において、助成金を支給しないものとする。

（受給資格の認定）

第6条 助成対象者は、規則の定めるところにより、あらかじめ市長に申請し、受給資格の認定を受けなければならない。

(受給者証)

第7条 市長は、前条の申請があつた場合において医療費の受給資格があると認めるときは、当該申請に係る助成対象者に受給者証を交付する。

2 受給者証を汚損、破損又は紛失したときは、規則で定めるところにより再交付を申請しなければならない。

3 受給者証の再交付を受けたときは、従前の受給者証はその効力を失う。

4 重度心身障害者が資格要件を欠くに至つた場合は、受給者証を市長に返還しなければならない。

(助成の申請)

第8条 助成の対象者が第4条の助成を受けようとするときは、規則の定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請の内容を審査し、申請者に助成金を支給するものとする。

(立替払)

第9条 助成対象者が、経済的又は身体的理由等により、一部負担金（高額療養費支給相当額を含む。）を保険医療機関等へ支払うことができない場合は、保険医療機関等の請求により、助成対象者に代つてこれを立替えるものとする。

2 保険医療機関等から前項の請求があつたときは、第8条の請求があつたものとみなし、助成金の決定を行うものとする。

3 第1項の規定により、立替払を行つた場合において助成対象者から高額療養費相当額の返還があつたときは、同時に立替金全額の返還及び助成対象者に対する助成金の支給が行われたものとみなす。

4 第1項により立替えた額と第2項により決定された額が同額となる場合は、第1項の立替払をもつて助成金の支給が行われたものとみなす。

(届出の義務)

第10条 助成対象者は、第6条の規定により申請した事項に変更があつたときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第11条 この条例による助成を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはなら

ない。

(助成金の返還)

第12条 市長は、偽り、その他不正の行為による助成を受けた者に対し、すでに助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(規則への委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

(編入に伴う経過措置)

2 北条市及び中島町の編入の日前に、編入前の北条市重度心身障害者医療費助成条例(昭和49年北条市条例第12号)又は中島町重度心身障害者医療費助成条例(昭和49年中島町条例第9号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

付 則(昭和49年12月26日条例第50号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年9月診療分から適用する。

付 則(昭和58年3月23日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和58年2月1日から適用する。

付 則(昭和59年12月25日条例第20号)抄

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成6年12月22日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行し、平成6年10月診療分から適用する。

付 則(平成7年6月26日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成11年3月23日条例第10号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

付 則(平成16年12月21日条例第70号)

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

付 則(平成17年6月30日条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成18年9月29日条例第39号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

付 則（平成20年3月21日条例第12号）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の松山市乳幼児医療費の助成に関する条例、松山市母子家庭医療費の助成に関する条例及び松山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の保険給付に係る医療費について適用し、同日前の保険給付に係る医療費については、なお従前の例による。

付 則（平成24年3月23日条例第13号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第3条中松山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例第2条第1項の改正規定、第4条中松山市母子家庭医療費の助成に関する条例第3条第1項の改正規定及び第5条中松山市子ども医療費の助成に関する条例第2条第1項の改正規定は、同年7月9日から施行する。

付 則（平成30年3月23日条例第6号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。